

平成 26 年 5 月 7 日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 青工

青森県青森市新田三丁目 11-8

2. 指名停止措置期間

平成 26 年 5 月 7 日から平成 26 年 8 月 6 日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

株式会社 青工は、東北森林管理局長と平成 26 年 2 月 5 日付で契約した物品売買契約（緑化土のう外）において、工場への発注が遅れ納期内に製品を納入できないとして、履行不能届を提出し契約の一部解除を申し出た。

このことから、納期内に製品を納入できる見込みがないとして、平成 26 年 3 月 7 日付で契約の一部解除に至った。

5. 指名停止措置理由 :

上記のこととは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第 12 号（不正不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため、本件については 3 ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通 5-9-16

総務企画部 経理課長 剣持 賢一 電話 018-836-2070